

第18回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年11月29日(水) 14時～	
場 所	県庁別館2階 第1会議室D	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 (廃棄物処理法②)	

1 開会 (14時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
(廃棄物処理法②)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証会議第18回会議を開催します。

それでは次第の1ですが、検証対象法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換を引き続き、廃棄物処理法が前回途中までになっていますので、その続きからやっていきたいと思います。

前回、説明はしていただいていますので、それでは質問がありましたらお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません。この前、文書を送ってくれたじゃないですか。

○清水総務局参事

それは自分のメモということで回させていただきました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それではなくて、片山さんから、この文書を送ってくれたじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
見解を書いたものですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。

○片山廃棄物リサイクル課長
これについて清水参事や大川井課長からあらかじめ質問をもらっているの、それに対して答えていく感じかと思っているのですが、どうですか。

○内藤総務局長
議事録を残さなくてはいけないので、質問は質問でしっかり言っていただいて。事前に通告はされていると思いますけど。

○清水総務局参事
では、順番で。結構ボリュームがあるので。先に大川井課長から聞いていただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長
その方がいいです。ダブリがあるので。

○内藤総務局長
では、大川井さんから。

○大川井森林保全課長
1ページ目に、廃り課の見解が枠で囲って書いてありますが、その2段落目から3段落目です。2段落目の文末が「改善や現状回復を指導することがある」と書いてあり、ちょっと曖昧な書きぶりになっていると思っていて、そうすると3段落目の「そのため」以降に、うまくつながっていかないのではないかと思います。ですので、2段落目の文末は「改善や原状回復を指導している」と、一般的にそういうふうに行っているという形に修正することはできないでしょうか、と思いました。

その次は、同じ四角の中の4段落目ですが、事実である括弧書きを先に書いた方がいいのではないかと思います。今は「仮に」というのが先に来ているので、説得力に欠けるんじゃないかと思いました。

○内藤総務局長
とりあえずは一旦そこで。
どうでしょうか。「指導することがある」としたのは何か意図があるのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的には最初は行為者個人に指導を行う。で、その先も、また次の方策で、ここについては、実際、当然、次の指導はするので「している」ということで全然構わない。「指導している」ということで修正したいと思います。

○内藤総務局長

そういうことでお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

それからその次の仮の話が書いてあるものですから、これも確かにおっしゃるとおりで、最初に「また」のところの文章ですが、これまでやってきた調査の記録でいっても、一番後ろに括弧で書いてある「本事案に関して、廃棄物を運搬した者が■■■■■■■■■■であったという証拠はなかった」と考えています。それを前に出して、文書を入れ替えて、■■■■■■■■■■が所要の許可を持ってないけど、「■■■■■■■■■■自ら排出した産業廃棄物を運搬したとしても、自社の廃棄物の運搬に許可は不要である」は)仮にという想定なものですから、これは後ろにしても全然問題ない。括弧を入れ替えるということで今後、修正したいと思います。

○内藤総務局長

お願いします。

では、次、お願いします。

○大川井森林保全課長

次に2ページ目、3ページ目のところですが、同じことが2ページ目と3ページ目に廃り課の見解に書いてあって、1段落目の文章がちょっと分かりにくいと思ひまして。「県の推認を裏づける書証がなければ」と書いてあるこの文章ががないと、結構、文章がすっきりするなと思ったのですが、これは書く必要があるのかなと思ひまして。

○片山廃棄物リサイクル課長

これについても一回削った形にして、全体を整えてみたいなと思ひます。

○大川井森林保全課長

分かりました。では、そんな形で。

○内藤総務局長

再検討をお願いします。

○大川井森林保全課長

それから5ページ目に飛びます。13 ページもそうですが、考察の中に廃り課の見解が

入っていますが、最終的には、この見解をまとめて考察にするものなのかと思ったので、最後はどうするのかお伺いしたいなと思ひまして。このままなのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

考察が一部入っていますので、これはあくまで廃り課の見解で説明しているだけなので、最終的には検証委員会が記述する内容にはならないと。

○内藤総務局長

廃棄物リサイクル課の見解が今入っているところは、報告書に溶け込んでくるわけじゃなくて、最終的になくなるのですか。

○大川井森林保全課長

それもあって。

○片山廃棄物リサイクル課長

溶け込まない。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

あくまで質問に対して、こう考えています、ということです。

○大川井森林保全課長

まとめるときに考察の中に引っ張った方がいいものがあるれば、そうした方がいいのかなと思ったので。分かりました。そこはまた、まとめるときに検討していただくという感じでお願ひします。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○大川井森林保全課長

それから同じ5ページの、下の見解、下の枠の方ですが、その3段落目に「なお、こうした考え方は従前から、18条報告を求めるに当たって」という文章があるのですが、「こうした考え方」がどこを指しているのかがちょっと分かりづらいと思って、顧問弁護士からの助言があるのであれば、それを明確に、ここに文章として入れた方が分かりやすいかなと思ひました。

○片山廃棄物リサイクル課長

これについては、実は弁護士相談した記録があった、という記憶はあるのですが、今、その該当文書を探している状況なので、ここについては顧問弁護士からどういふ助言をもらったかは調べて追記する形にしたいと思ひます。

○大川井森林保全課長

分かりました。

続いて9ページですが、考察の1ポツ目ですが、「 に対して、いたずらに指導を続けたのではなく」というこの文章が要るのかなと思いました。その次の「並行して、所有者たる」という文章につなげるのであれば、うまくつながってないなと思って。そこを記載するのなら、「何々の調査に並行して」とか、事実をここに書いてあった方がいいかと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

私もこの文章を読んでみたんですが、ちょっと分かりにくいというか、文全体がつながってない感じがします。「いたずらに指導を続けたのではなく」、という箇所は基本的には行政処分の指針に書いてある言葉を引っ張って文章にしてみたのですが、全体の文章を一文で見たときに収まりがよくないので、ここの書き方は検討します。

○内藤総務局長

以上ですか。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

それじゃ、清水さんから。

○清水総務局参事

たくさんあって恐縮ですが、上から順番に一個一個言ってもいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

まず、1ページ目の廃り課の見解の真ん中に「そのため…判断していたものである」とありますが、この内容が、排出事業者の特定を第一にしていた理由になっているのか分からなかったです。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは理由として弱いという感じなんですかね。第一とした理由となっているか。

○清水総務局参事

自分が単純に思ったのは、排出事業者の特定もそうですが、処理をした者の特定も必要になってくるのかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

それが最初の2行に書いてあると、そういう意味ではないですかね。最初に「行為を行った者を指導していたが」と書けばということですかね。

○清水総務局参事

(廃棄物処理法に基づく規制等の制度の)入り口の理解が追いついてないところがあり、やっぱり、やった人にまずは行けばいいじゃないかというところがどうしても抜けない。排出事業者の特定も必要であれば、やった人への対応と排出事業者の特定を並行してやればいいのか、と単純にそう思ってしまうのです。なので、排出事業者の特定は時間がかかるけど、やった人は分かっているのだから、やった人にまずアプローチをしてやらせるようにしていき、排出事業者が分かった段階で、その人にも連帯して責任を負わせる、という流れではないのかなと思ったので。その流れが、入り口部分で、つまりいちゃっているものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

「そのため」がなくても分かりますかね。

○清水総務局参事

これも結局、中身を見て、ここに入れるか入れないか決めるという形になるんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

どちらかという、この見解の部分は考察に行くか行かないかなんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。では、考察に整理すべきかどうかと。

○清水総務局参事

では、ここはちょっと一回、P(ペンディング)にさせていただいていいですか。

次ですが、自社の廃棄物運搬に許可は不要となっているのですが、これは許可が不要だと県が認めることは、すなわち[]が排出事業者だと県が認知していることと同じ意味ではないかと思うのですが、違うんですか。そもそも排出事業者かどうか分からない人が運搬をすることは、多分、法律上、運搬できるのは事業者だけで

あって、それ以外の人は、許可がないと運搬ができない形になると思うのですが、■■■■の運搬を認めることは、■■■■が事業者だと県が認知しているからということになるのではないかという気がして、逆に事業者と認知していないのであれば、何で無許可運搬について、それは駄目だと指導しなかったのかとか、逆にちゃんと運搬車だと明示しなさいという指導もされているものですから、そこら辺をどう捉えればいいのか分らなかった。

○片山廃棄物リサイクル課長

まず、これの大前提ですが、この事案の廃棄物を運搬した者について、■■■■が廃棄物を運搬した証拠は今のところない、と考えています。で、県の方は源頭部の北西側区域(⑥区域)に廃棄物を運搬して山積みにしたのは■■■■だと推認していた。山積みしたのは■■■■であり、■■■■に廃棄物の処理責任があると推認して指導していたと考えています。

○清水総務局参事

そうすると、■■■■に、車に廃棄物の運搬車両だと明示しろと言ったのは、どういう意味合いがあるのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは可能性がなくはないということで、指導は誰にでもできるものですから、可能性も含めて当時は指導したと考えています。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

事実関係を確認したわけではなく、それを指導した様子が見て取れますね。■■■■の従業員から聴取していることは確かですが、その聴取した内容をもって指導している感じが見て取れるものですから、事実関係を見て、運搬車両に明示しろと言ったようには見えないですね。

○清水総務局参事

聴取した人が、■■■■が運んだ、と言っているのです、その言っている内容に対して、それならばこうしなさいと指導した、ということですね。そうすると、そのときには、そういうふうに■■■■の人が言ったから指導はしたけど、逆に聞いたときに■■■■がそういうふうと言わなければ、そういう指導はしなかった、という感じになるんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ええ。そういう意味ではちょっと的外れな指導をした気はするのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

今の時点から遡ってみると、的外れだったかもしれないです。

○清水総務局参事

自分が別の案件でやったときに、やっぱり後ろ盾がないと文書指導のようなものはできないと言われた記憶があるので、この字面だけを見ると、どうだったのかなと思ったものですから。

次は、先ほど御説明があった[]が運搬した証拠もなかった、となっていますが、これも当時、指導した内容ですが、産廃の処理計画の提出とか、運搬車両の明示の指導したのはなぜかというのは、相手方の聴取の内容を踏まえてという答えになるということなんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そういった供述があったということで。

○清水総務局参事

あとは、逆に[]から、この指導に従って産業廃棄物の処理計画が出されてきていますが、相手がこの計画を出してきたということは、この場所に産業廃棄物を搬入したことを[]は認めていると捉えることができると思うのですが、これはそういうものではないんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

書類からすると、要はそこに廃棄物を入れることを[]は容認している節がありますので、そういう意味でいくと、最終的に、源頭部北西側区域(⑥区域)のところに廃棄物があることは当然、[]は知っていて、それについて土地所有者として、それをどう処理するかを求めたのではないかと考えています。

○清水総務局参事

その容認していたとは、誰が持って来たか当時は分からない状態ですが、自分の土地に廃棄物が置かれていることについては、その置くことについてはよしとしている、という認識を[]が持っていたということですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。持って来た人間は分かっています。

○清水総務局参事

あと2ページの見解のところで「土地の管理者に対して清潔保持義務の履行を求めるものでしかなく」と書いてありますが、当時の指導票を見る限り、所有者としての清潔保持義務に基づいて指導している文言は感じられないのですが、この理解でいいでしょう

か。

○片山廃棄物リサイクル課長

一応、公文書からは、排出事業者であることを推認して指導している様子が汲み取れるのですが、それはあくまで、その指導の根拠は土地の管理者に対して指導したものと考えています。

○清水総務局参事

推認しているけど、土地の所有者に対しての指導ということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。排出事業者というよりは土地の管理者に対して出しているものと。

○清水総務局参事

土地の管理者に対して指導できる内容は別に何ですか。清潔保持義務だけを後ろ盾にすると、やった人に対する指導の内容と清潔保持義務を後ろ盾にした指導の内容は、おのずと何か差が出てくる気がしますが、そんなことはないんですかね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

行為者に対する指導も当然並行して行われている話の中で、土地の管理者に対しても清潔の保持ということ、ある意味、後ろ盾として並行してやっているものと考えています。■■■■が少なくとも廃棄物がそこに持ち込まれたことを容認していることと、持ち込んだ者が誰かは当時分かっていたので、そういう意味では両面から指導していたということでの■■■■に対して何ができたかという意味では、土地の管理者としての指導根拠はあり得たと考えて指導していたんだと考えています。

○清水総務局参事

なので、聴取内容と、所有者としてのところを合わせてやっている感じなんですね。分かりました。

あと、この見解のもう一つで「■■■■が自己の土地への廃棄物の仮置きを主張している」とあったと思うのですが、これも、日金で発生した産業廃棄物を自分の土地に仮置きする行為を行っているとしたら、日金の廃棄物について、■■■■がどのような立場にある場合に、それを行っていいのかと考えたとき、それはすなわち排出事業者でなければ、その仮置きはできない気がするのですが、そこはどうですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

仮の話になりますが、■■■■が仮置きと主張しているものが、合法的な廃棄物の積み替え・保管をやる場合には、■■■■は廃棄物の排出事業者ではなくて、日金町の廃棄物を全く別の者が排出し、■■■■がその収集運搬を受託する、そ

ういったケースはあると考えられます。

○清水総務局参事

許可業者じゃないのに受託できるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

仮の話ですので、当然、[]が許可がある前提に立たないと、積み替えとかは成り立ちません。

○清水総務局参事

でも、許可がないことは分かっているんですよね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ですので、実際に[]は運搬もしていないし、全く別の者が排出して、[]がそれを受託して置いたのであれば、当然、無許可となりますけど、そういう状況はなかったということです。そういうケースになった場合には、合法的な廃棄物の積み替え・保管行為として許可される場合があります。[]が許可業者であった場合には、それが合法であることはあり得ます。ただ、そういう状況はなかったので、少なくとも[]が排出事業者あるいは[]が収集運搬を受託した、ということはありません。

○片山廃棄物リサイクル課長

仮の話ですから。

○清水総務局参事

仮置きは別に仮の話じゃなくて、どこかに持って行くまでの前段としてここに置いてるだけという説明ですものね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

自分のごみを一時的に自分の土地に置いたのは、いわゆる廃棄物の仮置きじゃなく保管行為になりますが、当然、それが産業廃棄物であれば、その保管基準は適用されてきますけども、仮置きという話になったときに、では、誰の廃棄物を仮置きしたんだというところにつながってきますので、他人の廃棄物をそこに仮置きしたのかでいくと、合法的にそれが廃棄物の積み替え・保管行為であることを仮に説明するのであれば、廃棄物を出した者として全く別の者が存在して、その収集運搬を[]が受託したといったときでないと、廃棄物の積み替え・保管行為は合法にはならない。

○清水総務局参事

その積み替え・保管とは仮置きのことですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

合法的な仮置きとは、いわゆる廃棄物処理法上の積み替え・保管行為となります。

○清水総務局参事

でも、[REDACTED]は合法的に行い得る人ではないですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ないです。

○清水総務局参事

そうすると、仮置きが法的に行えたとすれば、あとは排出事業者であるしかないのではないですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

排出事業者が自分のごみを一時的に保管したという保管行為であれば成立します。

○清水総務局参事

そうすると、[REDACTED]が自ら、これは自分の土地で仮置きしているんだと主張するとすれば、許可業者じゃないことはもう確定しているので、あとは自分は日金の排出事業者だから、ここに仮置きしているんだと主張しているように見えるのですが、そういうふうに見ることはできなかったというか、そこはどんなものですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

排出事業者が[REDACTED]かどうか分からないので、[REDACTED]が排出事業者として仮置きしたのか、そこまで話が行かないのです。そもそも[REDACTED]が排出事業者かどうか特定できていないので、排出事業者の仮置きであることも言えなかった。

○清水総務局参事

逆に言うと、ここに仮置きをしたいのであれば、あなたが排出事業者であることをあなたが証明しなさいと言うことはできないんですか。それはこちらが証明しなきゃいけないんですか。それを証明できないのであれば、もうここには置かせませんよ、ということもできる気がするのですが、そういうものではないのですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当然、それを証明してもらうために18条報告を求めたりして、どうなのかを聞いていると思うのですが、その18条報告の中では、当時の見解としては証拠になるようなものはなくて、排出事業者として特定できなかった、と最終的な話としてはそう結論づけてい

と思うんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

18条報告を求めて調査をしたが、最終結論まで導けなかった。

○清水総務局参事

一般的にそういうものなんですか。18条報告を求めるのも、こちらが証明しようとしているように見えるのですが、通常も、そうしたいのだったら、ちゃんと我々が納得できる証拠を見せてください、と相手方に言うのもあっていいのかなど。何かやるとすれば、18条報告という形ではなくても、ここに仮置きができるとすれば法律上はこういう人しかができないのだから、あなたもそれを主張するのであれば、そのことを証拠をもって我々を納得させてください、というようなことを考えられるかもしれない、というのがあるのですが。それが18条報告なのか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そういうやり取りはあったと思われるんですね、記録には特に書いてございませんけども。当然分からないので、18条報告で、そういう証拠書類も含めて出してくださいと、当然、求めていますので、そういうやり取りは行われていたと思うのですが、最終的には、そこについては結論が出なかったということになります。

○清水総務局参事

結論が出なかったとすると、「では、あなたを排出事業者と特定することができないから、この行為は法律上、あなたは行えないので何とかしてください」というようなアプローチもなかなか難しいという感じになるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうですね。排出事業者として特定できないとなると、XXXXXXXXXXを指導する根拠が非常に薄くなってきてしまいますし、可能性としてあったのは、当時、土地の管理者としての指導根拠を見つけて指導していたのかなと考えています。

○内藤総務局長

改めて教えてください。廃棄物を仮置きできる人はどういう人なんですか。もう一回教えてください。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

廃棄物の仮置きは基本的にはなくて、あくまで排出事業者が保管行為として、例えば自分の土地に置いておく。処分をするまでの間に一時的に置いておく行為が保管行為としてありますので、それをもって仮置きと言えれば仮置きになる。

○内藤総務局長

■■■■■はそれを主張したわけですね。ということは、自分が排出事業者だと認めているんじゃないんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そこはちょっと、当時のやり取りの中で、■■■■■は土地の管理者として、そこへ置いてもいいよとは言っているけども、■■■■■が自分の出したごみだとは言っていないので。

○内藤総務局長

仮置きを主張というのは……。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そこへ置いてもいいよという意味での仮置きということです。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録を見ると、置いてもいいよという証言はあるのですね。

○清水総務局参事

あったんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは言っていますよね。あと、建設リサイクル法という、誰が解体するかという届出を見ると、■■■■■でなくて、違う者が届出をしている。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■■がしている。

○清水総務局参事

この関係はいろいろ聞いていくと、排出事業者の特定ができなかったところがあるのですが、逆に今の■■■■■が自分の所有地に廃棄物を置いてもいいよと容認していたところを捉えて、どこに矛先を向けられるかが決められていない状況の中で、19条の5第1項第5号に「当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者」となっているので、そこを攻めることも方法としてはあったような感じなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここについても、それに該当する者に、■■■■■が具体的に処分を行う者を助けたか、それを裏づける事実関係は当時の資料からも確認できなかったんじゃないかなと考えています。

○清水総務局参事

自分の土地に置いてもいいよと容認しているところは、まさにこれに当たるのではないのですか。土地の所有者で、自分の土地に廃棄物が捨てられているのに、それに対し何もしなかった人は、たしか、この者に当たるようなことがどこかに書いてあった気がします。まさしく、置いてもいいと言っている時点で助けたことにも当たると捉えることができるかなど。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そういう意味では、助けた者という意味では言えた可能性はあります。ただ、この19条の5第1項は措置命令の条項ですので、当時の19条の5第1項の処分者の相手はあくまで廃棄物の処分行為に対する措置命令ですので、保管行為には命令ができませんでした。

○清水総務局参事

あっ、これは変わっているんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

変わっています。

○清水総務局参事

変わったのはいつですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

平成22年の法改正です。当時は第4号ですが。

○清水総務局参事

法改正前と法改正後で、当然、対応は変わってくると思うので、法改正前の状況が分からないといけない。法改正がされる前の対応については、それをベースに考察しないといけない。今の法律で見てしまうと、そこは見えてこないなので、当時の法令も確認しないといけない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

今回、こういう御質問があったので、このようになっていますが、今までの考察の中では、そういうことには触れてないので。

○清水総務局参事

逆に言うと、当時の法令上、そういうこともできなかった、というように考察で書いたりすることもあり得るかなど。その時点ではできなかったの。法律が変わった後は、また

立場が変わったりしているところがあるかもしれないので。

ただ、その法改正は、改正した時点で、改正前に既に行われていたことも改正後の対象になるんでしたっけ。それを遡及させてもいいのか、駄目なのかで、また変わってくる気がするのですが。改正した後、その改正後の規定が改正前の行為に対しても適用し得るんだったら、改正した後の時点で、じゃ、それで攻めた方がよかったんじゃないかというような話もまた出てくるかもしれないと思うので。また、解釈みたいなものはあるんですよね、改正前の規定が使えるか使えないかとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと確認します。ここは整理します。

○清水総務局参事

改正前の規定も参考にどこかで確認ができれば。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

行政処分の指針の中にありますよね。措置命令に関しては。

○清水総務局参事

たしか説明の中に「処分」と書いてあったので、ぴんと来なかったんです。現行法令を見ると、処理に対しても措置命令の対象になるような感じですが。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ええ、処理と処分は違うので。

○清水総務局参事

それで「処分」とあえて書いてあるのかなと思ったのですが、法改正前の指針だから「処分」と書いてあるんですかね。これは17年8月で、改正前だから、ここに「処分」と書いてあるんですかね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

行政処分の指針にも……。23ページの処分者等の要件のところ……。

○清水総務局参事

「処分を行った者」と書いてあるものですから、現行法と見比べたときに何かぴんと来ないなと思ったのですが、これは改正前の……。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

処理の中には保管・収集・運搬・処分の4つがありますが、当時の19条の5で措置命令を出せたのは、その4つのうちの1つの処分だけで、処分の行為に対して措置命令が

できる、と行政処分の指針にも記載されています。現在は4つの処理についても措置命令が出せると記載されています。

○片山廃棄物リサイクル課長
広がって遡及適用できるのでしょうか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
通常は遡及適用できない。

○清水総務局参事
何かで改正前のものであっても適用できる、ということがどこかに書いてあった気がするんですが、どれだったか覚えてなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長
建設廃棄物の処理指針だか処分指針に、元請けに適用するときは遡及できる、というような話があった気がしたんですが、それとはまた別なんでしょうね。

○清水総務局参事
そこが適用できるかできないによって、考察の仕方が変わってくるかもしれない気がします。

○片山廃棄物リサイクル課長
そこはちょっと確認してみます。

○清水総務局参事
また教えてください。
あと、次の2ページ目の廃り課の見解の2番で、廃掃法に照らして、
■が元請けなのかが判断できなかったとあるのですが、法に照らしているのは具体的に何のことを言っているのか、ちょっと意味が取りにくいと思ったのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長
2番目の見解ですか。

○内藤総務局長
2ページ目の下の枠内ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
「廃棄物処理法に照らして」というところですね。

○清水総務局参事

虚偽の報告がされた場合には罰則の適用がある法 18 条に基づいてなされた報告について、それを真実として取り扱うことが、それだけでは駄目だというのが、どうもぴんとこない。うそをついたら罰せられるのだから、された報告は真実だという前提の下に何かの進めを進めていったとしても、それは間違いではない気がするのですが、そういうことではないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物処理法上では、産業廃棄物の処理を委託するときには契約書が必要、となっていて、それを実際、XXXXXXXXXXが元請けで受けたかどうか、契約したかどうか判断できる契約書類を確認する必要がある、となっています。

○清水総務局参事

なっているというのは何でなっているのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

法律で。

○清水総務局参事

契約を確認しなくてはならない、となっているのですか。廃棄物処理法何条ですか。

○内藤総務局長

何条か、教えてください。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

施行規則の7条の2第3項。(正しくは、施行令第6条の2)

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的には契約書を結んで書面でやるのが原則なので、ここは確認します。

○内藤総務局長

どこに書いてあるのか、ですね。お願いします。

前から思っているのですが、書面がしっかりないとそういう認定ができないとすると、悪質な業者は、法律では間違いなく取り締まれないだろうなという気はします。

次、いいですか。

○清水総務局参事

上から順番に行きます。3ページの廃り課の見解で、1ポツ目で「自社利用のための仮置き」とあるのですが、その前段の事実関係の部分に、自社利用のための云々と先方が

主張しているという記載がなかったので、もし、その考察の部分に「自社利用のための」というところを入れるとすれば、事実関係にそれを入れた方がいいのではないかと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○清水総務局参事
あと、同じ見解の中に、[redacted] いいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
[redacted]です。

○清水総務局参事
[redacted]か。[redacted]と[redacted]と[redacted]でいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○清水総務局参事
[redacted]が出てくるんですが、簡単な修飾語みたいなのがあった方がいいのかなと思ったんですね。何々である[redacted]とか、何々である[redacted]とか、簡単な説明書きがあった方が分かりやすいのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長
人物の相関図は入れますが。

○清水総務局参事
相関図に、この人は誰、と前に出てくれば、それでいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。全体的にもう一回確認しておきます。なければ入れます。

○清水総務局参事
あと3ページの一番上のポツに、[redacted]の主張の「真偽を確かめる」という言い回しがあったのですが、この「真偽を確かめる」とは排出事業者かどうかであるかを確かめると。そういう意味合いですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係の表現がというところですか。

○清水総務局参事

■が主張する自社利用の仮置き「真偽を確かめるため」と。

○片山廃棄物リサイクル課長

「主張の真偽」の「真偽」とは何かが分からないというところですかね。

○清水総務局参事

「真偽を確かめる」は排出事業者であるかどうかを確かめる、という意味合いですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

言っていることが事実かということの方がいいですかね。

○内藤総務局長

自社利用のための仮置きなのかどうかを確かめるということでしょう。

○片山廃棄物リサイクル課長

では、そういう言い方にします。

○内藤総務局長

いいですか、そういうことで。

○清水総務局参事

はい。

次に、これも相関図で人物の説明があれば要らないかもしれないですが、「当事者である■や」とあるのですが、その「当事者」というのは何の当事者か、分からないなど思ったので、あえて入れなくてもいいかもしれないと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。前のポツのところは「■に」という言い方しかしてないので、ここは削除します。

○清水総務局参事

あと、同じポツのところ「報告徴収を行う対象を源頭部の残土処分を行っている事業者にも広げ」とあるのですが、この■に 18 条報告を……。

○片山廃棄物リサイクル課長

■以外に、さらにはということ。

○清水総務局参事

この人たちは、■■■■とか……。でも、違いますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■は既に取りっていますね。

○清水総務局参事

この人たちにも 18 条報告を求めたんですか。作業員とか、処分を行っている事業者には。

○片山廃棄物リサイクル課長

18 条報告で、書面だったかな。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

この人たちには 18 条報告は求めています。

○片山廃棄物リサイクル課長

聴き取りでしたか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

聴き取りですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

では、18 条報告は求めているようなので、聴き取りかもしれないです。ここはもう一回確認します。

○清水総務局参事

4 ページに行政処分の指針がまるっと入っていますが、これは多分、一般的な対応を書いた方がいい、と私が書いておいたので、その対応ということで指針を入れてくださったと思いますが、指針がまるっと入っていると分かりにくいのではないかと、思いました。この指針のエッセンスというか、もう少し分かりやすくして、肝になるところだけ、通常はこのようにする、と分かればよいと思って、一般の対応を記載する、と書きました。不適切に野積みされた産業廃棄物を発見した場合は、通常、このようにやるということが簡単に分かればいいかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政処分の指針を書くのではなくてですか。

○清水総務局参事

ええ。通常はこういうふうに対応するのです、と。発見したら所有者に話を聴きに行って、運んできた人が分かっているならその人に言って、とか、そういう”本当の通常”と照らして今回はどうだったかと確認できればいいかなと思ったので、指針そのものではなくて、通常はこのように対応している、というのが分かればいいかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、5ポツ目があって、その後ろに一般的な対応はこうです、と入れ込む感じですか。

○清水総務局参事

ここか、どこに置くかはあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことが分かればいい、ということですね。

○清水総務局参事

それがないと、この対応が通常と照らして適当だったかどうか分からないと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

比較するためということですか。

○清水総務局参事

そうですね。適当か適当じゃないかは、比較する対象がないと、その判断がちょっと難しいと思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ちょっと考えます。

○内藤総務局長

杉本さんがそろそろ退席なので、何か言っておきたいことがありましたら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分は、先ほどの1ページ目のリサイクル課の見解の一番下から2行目の「自社の廃棄物の運搬に許可が不要である」というところに対して、清水さんの先ほどの仮置きの話もそうですが、XXXXXXXXXXは結局、どういう立場だったのかというがあって、自社の廃棄物であったのなら、その廃棄物は自分のところで出た廃棄物だから、運搬許可を持っていなくても運搬することができた、ということですよ、これは。ですが、先ほどの仮置きの話を知っていると、本当にそうだったのかなと思ってしまう節もあります。そ

れが一つです。

再発防止になってくるのかもしれませんが、こういう考え方が本当に今後このままでいいのかな、とも感じました。

あと、議論がちよっと違ってしまふかもしれませんが、改めて「源頭部北西側区域」という言葉で、みんな、どこなのかイメージできるかなど。何か分かるようにするんですけど、これは。一番最初に分かるようにするんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。①区域、⑥区域という図を入れ込みます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここで言っているのがどこのことを言っているのか、というのをどう表現するのかなど。

あと、全体的な話になってしまうかもしれませんが、マニフェストの話が、この中ではあまり出てこないんですよ。マニフェストというのは、前回の中で、いろいろ教えていただいているんですが、あの取扱いが全ての廃棄物に対して、そういう制度を用いて、排出先から最終処分場までの一連の流れをちゃんと追うことができるものがあればいいと思っています。ただ、今は制度上、ちょっと難しいんですけど、確か。

○片山廃棄物リサイクル課長

委託しないと、マニフェストが発行されない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、自社でやってしまう場合は出ないということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことが改正できれば一番いいと思っているものですからね。まだ、再発防止までは行ってなかったのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

再発防止のところまでは、前回の11月2日に配付した資料の中には、一応、最後まで書いてありますが、廃棄物処理法のところだけ、事実関係を踏まえた論点と考察のまとめ方がちよっと変わっていたので、修正を加え、その考え方について、今、質問を受けている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

再発防止の中にそういうのが入っているといいかなど、マニフェストのこととか。制度

の改正になってくるので、この委員会でどこまで言えるのかなというのがありますが、自分でやっちゃうもので、余計、何か……。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際、マニフェスト制度に乗ってこないやり方なんですね、自社で処理するのは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分は、マニフェストじゃなくても何かそういうのがあれば、ずっと追って行けるようになっていく仕組みができるといいと思っています。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。自社処理できるところが一番の抜け穴というか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっきの運搬もそうですが、自社のだったら持って行けるとか、自社であれば何でもできてしまうところが何か、どこかの行為でもそうなんですけど、自社の土地で処分するならいいよとかということもあるので、そこは何か……。

○望月盛土対策課長

利用促進計画がある。

○片山廃棄物リサイクル課長

利用促進計画は、法律で手法ができていますよね。手法ができていますので、みんなやっていますよね。昨年、そちらの法律の改正があって、昨年の5月から、それは有効に使えますよと。それは土砂だけじゃないですか。

○望月盛土対策課長

いや、そんなことはない。ガラも。

○片山廃棄物リサイクル課長

では、改正はされていますよ、という再発防止策の方に。

○望月盛土対策課長

もともとそれがあはずだから、改正はされていない。

○片山廃棄物リサイクル課長

500 立法メートル以上あれば。

○望月盛土対策課長

500 じゃなくて、ガラは 200 かなんかじゃなかったかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

資源有効利用促進法という法律がありますので、そちらでどうなっているか、確認をしておきます。

○内藤総務局長

それはお願いします。杉本さん、よろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

では、清水さん、戻ってください。いいですか。

○清水総務局参事

5 ページの考察で、その 1 ポツ目に「任意の聴き取りを行って」と書いてありますが、県が行ったのは任意の聴き取りだけでしたか。

○片山廃棄物リサイクル課長

このとき、関係者から任意の聴き取りを行って、18 条報告も当然行っています。

○清水総務局参事

18 条報告と任意の聴き取りですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

18 条報告を行った者と任意の聴き取りを行った者がそれぞれいますので、厳密に言うとう「18 条報告または任意の聴き取り」という形になります。

○清水総務局参事

18 条報告の方が重いですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

重いです。

○清水総務局参事

重い方を書いた方がいいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

あと、「指導対象者を特定する」と同じところで書いてありますが、「指導対象者を特定する」としてしまうと、既に■■■■■■■■■■へ指導などを行っているので、この書きぶりだとちょっと分かりにくいかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導対象者というところですかね。

○清水総務局参事

ええ。なので、特定しようとしたのは指導対象者ではなくて、排出事業者ということでしょうから。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ほかにもいるんじゃないかということですね。

○内藤総務局長

■■■■■■■■■■だけじゃなくてということですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ええ。それ以外の指導対象者はいないかどうかという観点で、関係者から聴き取りをしていたということです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、指導対象者の「指導」という言葉がいいかどうかということですか。

○清水総務局参事

それもありますし、単に「指導」というと、もう■■■■■■■■■■に指導しているよねと取れてしまうので、その辺を補足した方がいいのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば「■■■■■■■■■■以外に」とか「そのほかにも」とかですかね。

○清水総務局参事

ええ。あと、この考察の2段落目の一番最後に「排出事業者を特定することに努めた対応は一般的な対応と言える」と書いてあるのですが、何をもって「一般的な対応」と判断しているのかが分からない。結果しか書いていないが、対応はこういうことに照らして一般的な対応と言えるとか、一般的と判断している根拠というか、それを分かるようにし

た方がいいのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

あと、この部分の考察のところ、この論点が当該調査結果の取扱いが適切であったかという論点もあるので、適切であったかについての考察も欲しいと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。なさそうな感じなので、ここは改めて検討します。

○清水総務局参事

次に6ページ、廃り課の見解の上の方で、記述の中に「確固たる事実に基づいて行政処分を行うことにある」、あとは「裁判になっても揺らぐことのない違反事実を認定する」という見解ですが、国の行政処分の指針には「行政処分を行うためには違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りる」となっていますが、行政処分の指針に言う「客観的な認定」とは、ここに書かれていることを指すというか、「客観的な認定」とはこういうことなんだ、というものはありますか。もしあるなら、そのあたりも分かるようにした方がいいと思います。なので、今、この見解の中に書かれていることが、「客観的な認定」という言葉と比較すると、それよりもさらに踏み込んでいるような気が、何かものすごく重い感じがしてしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

「客観的な認定」よりは、今、県の方で考えていた、事実認定するための手続、調査内容の方がプラスアルファで深い形になっています。客観的なものは何をもって示せばいいかというのは特に指針以外に出ているものはないと思います。

ただ、先ほども触れましたが、弁護士相談をしたときに、事実認定として、本人たちが言っていることだけで、それをもって客観的に認定すればいいという形ではなくて、証拠書類、補足する資料があった方がいいと言われました。そういう見解もあるので、正直、見解が分かれる、両方の考え方があると考えています。

○清水総務局参事

そうすると、国の言う指針の中では、そこまで求められてはいないのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

客観的な事実から推測して事実認定していけばいい、というのが国の指針、いわゆる技術的助言となります。

○清水総務局参事

そういうふうになっているんですね。先ほどの大川井課長の話で、その助言の部分、法律相談の結果は、ちゃんと見せられるものがあつた方がいい気がします。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

同じ見解の中で「帳簿その他の書類などから資金の流れを追う」と唐突に出てきているんですが、帳簿その他の書類はどうやって手に入れるのか。ものすごくハードルが高いと思ったのですが。

○内藤総務局長

捜査令状がないと。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは現地に立入検査に入ったときに現物を見せてもらう。

○内藤総務局長

「帳簿を見せてください」と言うわけですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。「帳簿を見せてください」と。

○内藤総務局長

それで見せなくてもいいんですか。見せなきゃいけないのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないと言われると……。

○内藤総務局長

それ以上はできないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ、それ以上はできないですね。

○内藤総務局長

そうですね。「通帳を」と言って、「はいはい」と見せてくれますかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

見せているような事例もある。全国的な、立入調査はこうやるというノウハウの研修では、そういう説明はありますが。

○内藤総務局長

やはり悪質業者であればあるほど、こういうものは間違いなく見せてくれることはないと思うのですが、そこに強制力も何もないとすると、結局、何も取り締まれないということになると思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政として認められているのは、調査権はあるということはある。

○望月盛土対策課長

(帳簿等の)備え付けはするのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

備え付けはしなくてはいけないとなっています。

で、帳簿等を見ろというのは、指針の中でも具体的にはそういったものを見ろと書かれています。

○内藤総務局長

いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

はい。さっき局長もおっしゃったんですが、この見解のとおりだとすると、18条報告によって、関係者から報告や証言を集めても、結局、その報告や証言の内容を裏づける文書などの証拠がなければ、手出しできないことになってしまう気がしますが、それが本当に是とされているのかどうなのかは、ちょっとどうなのかなど。ほかの都道府県でも同じような取扱いであったりとか、国も同じ考え方なのか、そのあたりはどうなのかなど。いただいた国の通知等からはそのあたりまで読み込めない気がしたので、もし何かほかに、もう少しそのあたりの考えが分かるようなものがあれば見せていただければと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないかということですかね。

○清水総務局参事

ええ。あるかないか分からないのですが。国の通知を見ても、廃棄物行政の信頼が失われていて、それをなくすためには、もっとやっていかなくてはならない、ということが書いてあるので、その書きぶりと比較すると何か離れている気がします。

○内藤総務局長

先ほどの契約書等の証拠書類が必要とか、今の「帳簿その他書類などから資金の流れを追う必要がある」ということがどこに書かれているのか、それを提示していただければいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

次は6ページの下の方の見解ですが、この中に「生活環境保全上の支障はないと考えて」とありますが、支障があるかどうかの裏づけ調査をしなくて、そういうふうに判断するというのは、具体的に何かされたんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時の記録を見る限りだと、特に調査をしたのはアスベストだけ、①区域の源頭部のところはしています。

○清水総務局参事

⑥区域はどうですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域は特にしていません。住民から飛散・流出という苦情があったことはなく、それから変なものが出ているという苦情もなかった。それから、水道水や飲料水で変なものが出ているというような通報等もなかったので、積極的にそういう検査をしたことはなかったです。

○清水総務局参事

何か液体状のものがあるわけじゃない、ということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。

○清水総務局参事

ちなみに、この案件とは全く関係ないですけど、今日か昨日の新聞に載っていた掛川の件(11月27日から県による行政代執行が開始された掛川市内の土地にコンクリート片などの建築廃材が不適切に投棄された事案)は、本当に廃棄物が水路とかにぼろぼろ出て来ている状況があり、住民の方から何か出ていると通報があったということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。実際、あそこはそういうことがあって、今回、代執行をやりましたが、その間に水質検査をやって、有害なものが出てないというのがあって、年2回検査をやっているものですから。

○清水総務局参事

ただ、出ていないけど、こぼれ落ちてしまっているところはあるので、そこを捉えて支障がある、ということですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

分かりました。同じところで「一般的な対応に比べても著しくスピード感を欠いた対応とは言えない」となっていますが、一般的な対応の時間的な流れが分からない部分があるので、一般的には、こういうスパンで考えるが、それと照らしても同じようなスパンだから、スピード感は欠けていない、と言えるのであれば、そういうふうにした方がいいかなと。それがないと、この見解の適否が判断できないと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。実際、標準的なものはないので、一つの参考とすると、廃タイヤの話があり、廃タイヤだと、6か月を超えると、それ以降は廃棄物扱いにしてもいいという考え方があり、それぐらいかと思います。標準的なものといって、何をやるときには何日とは特にないので、この見解も、書いておきながら、正直、スピード感と言いながら、標準とは何日だというのは、なかなか言えないところはあります。

○清水総務局参事

例えば18条報告を求めるのであれば、2週間ぐらいの期間で報告を求めて、それで報告がなければ、何日たつと催告して、というような標準的な流れがもしあれば。当然、全てがそれにはまるとは思っていないんですが、一般的な考え方としては、こういう流れで進んでいく、というものがもしあれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のところ、ないと思います。

○清水総務局参事

何か比べられるものがあれば、と思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○望月盛土対策課長
先ほどの生活環境上の支障がないという考えは、何を調査したんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
熱海は、①区域の源頭部のところで、廃棄物が入れられていたので、そのときにはアスベストの検査をしています。

○望月盛土対策課長
ほかはやらなかったですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
ほかがあったかどうかは分かりませんが、アスベストを心配して検査をやったのはあります。

○望月盛土対策課長
PCBとかはやらなかったですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
PCBは結果的にPCBは出ていなかったというものが何かあったような。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
PCBは日金町の話ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
日金か。日金にはPCB廃棄物があったというのがあり、それも対策としては何か問題がなかったのか、流出したのはなかったと思います。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
別に漏れていたということではないですね。

○望月盛土対策課長
環境基準がありますよね、29項目。それをやって何も出ていないならいいんですが。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
スレートがあったので、アスベストを分析したと思います。灰があれば、ダイオキシンを調べますが。

○清水総務局参事

あと、何か砂防堰堤の下部で採水をしたとかありませんか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

それは下の方で取っています、水は。

○清水総務局参事

ただ、結果がどうだったかは公文書になかったのかな。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

異常はないと。それは源頭部よりもさらに下の方で取っていますので。

○望月盛土対策課長

それは何ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

水質です。

○望月盛土対策課長

水質の何を取ったのですか。種類は。

○片山廃棄物リサイクル課長

28項目だか、29項目を取っているのかな。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ちょっと項目数は分かりませんが、一通りの調査はしています。

○内藤総務局長

望月さん、そろそろ時間ですが、何か言い残したことがあれば。

○望月盛土対策課長

また来ますから。

○内藤総務局長

そうですね。では、清水さん、どうぞ。

○清水総務局参事

同じ見解のところで「生活環境保全上の観点から、北西側区域(⑥区域)に断続的に

廃棄物が持ち込まれることが予想された」と書いてありますが、こう書くと、それを容認するようになってしまふのかなと思って。その北西側区域に持って行っては駄目だとすることはできないのかということと、やはり自社の仮置きを認めるのであれば、■■■■
■■■■は排出事業者でなければならないのではないかなというふうなですね。なので、もう持ち込まれてしまったものについては、まだはっきりしませんが、ここから先、持ってくるなよと言うことはできたのかもしれない気もするのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

当然、そうですね。予想されたので、監視やパトロールを当然始めていますし、実際には指導した記録がどれだけ記録上に書かれるのか、そこは分からないですが、基本的にはしているはずで。それを容認するなんて通常はないので。

○清水総務局参事

そうですね。だから、ここが、それはもう仕方がないというように読めるので。6ページは以上です。

あと7ページから10ページにかけて、確認・判明した事実関係を一度にたくさん書いてありますが、盛りだくさん過ぎる気がします。考察の対象とする関係者への対応など、メインどころの関係者だけに絞って。あくまでもこの考察の基になっているのは、この事実関係だと示すために、ここに事実関係を記載するイメージだと思うので、あくまでも考察に関係してくる事実関係のところだけを抜き出して書いた方がいいと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

量的にもちょっと多い感じですかね。分かりました。

○清水総務局参事

次、9ページで、ここが1ポツ目で「適切な対応だと言える」となっていますが、これも前と同じで、何をもちって適切だと判断しているのか、その理由がちょっと分からないと思いました。

あとは2ポツ目に「悪質性の認識が甘かったとの指摘は当たらない」と書いてありますが、この部分、誰からも認識が甘かったと言われているわけではないので、もし書くとすれば別の表現でもいいのではないかなと思ったのと、関係者に18条報告を求めたことは何々に照らして適切であった、ということも書けたら書いた方がいいと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

確かに悪質だとは誰も言ってないので、直します。

○清水総務局参事

あと、関係者への対応は適切だったのかという論点なので、メインどころの■■■■、■■■■、■■■■、それぞれについて、それらの人たちに対しての対応がどうだっ

たかと書き分けてもいいのかなと思いました。書き分けるというか、この人にはこういう対応を、この人にはこういう対応を、この人はこういう対応をしていたけど、それらについては、通常、こういう人にはこういう対応をするし、こういう人にはこういう対応をするので、それと照らしてみても別におかしな対応ではなく、適切でした、というような書き方をしてもいいかと思いました。そういう書き方ができればですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。そうすると、ポツが追加されるみたいな形ですかね。

○清水総務局参事

次に10ページで、一番最初の見解までは、やはり廃棄物を運搬した者が■である事実は確認されていないと。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実は確認されていないと、1から3の指導は……。廃棄物を運搬し……。

○清水総務局参事

そうか。これは、こういう検証はできないという意味で書いてあるのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

運搬する車に、表示をしろ、という指導のこと……。

○清水総務局参事

自分が、サンプルで■に対し適正処理に向けて、①から③の指導というのは、ここらに書いてある平成21年2月にした指導の内容を指しているんですけども、適切だったかどうかを考えるとサンプルで書いてあったので、それはそうではないよという意味で書かれていると思います。とすると、■に対する指導は、何だ……。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実は確認されていないので。

○清水総務局参事

ええ。自分は、この①から③の指導を行ったことは適切であったと考えるとも書けるのではないかとあってサンプルで書いたのですが、そこは事実誤認だということがあるので、■に対する指導が適切だったとするとその書きぶりを変えるのかわかりませんが、先ほどの主な登場人物ごとに、その指導内容が適切だったかどうかを書き分けた方がということで、その■に対してはどうだったかを書いていただければと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○清水総務局参事

なので、今の■■■■■が(⑥区域に廃棄物を)動かした事実は確認されていないけれど、当時、■■■■■に指導を行った事実はあるものですから、当初、■■■■■に対して行われた指導内容が適切であったかどうかは考察してもいいのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

考察がちょっと薄いんですね、これだと。

○清水総務局参事

10 ページの廃り課の見解の真ん中のところで、「処分者として法律上の指導ができなかった」と書いてあるのは、先ほどの法改正前だからというところがあるんですかね、この当時は。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい、そうです。

○清水総務局参事

そういうことなんですね、当時は。なので、そこは■■■■■に法律上行えない。分かりました。当時の制度の中で、どこまで行い得たかは、どこかで分かるようにしておいた方がいいと思います。今の条文だけを見ってしまうと、やれたじゃないか、と見えてしまうので。

○内藤総務局長

書いておいた方がいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その言葉を入れるような感じですね。

○清水総務局参事

次が一番下の見解で「18 条報告を求めたのは、■■■■■が主張する自社のための仮置き
の真偽を確かめるため」というのは、当時の書類を見た廃り課としての考察という形でいいんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

公文書には、そんなことは書いてないですもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないです。

○清水総務局参事

このことについて触れるとすれば、考察として書けばいいということですね。なので、事実関係に「真偽を確かめるためであった」と書くと、公文書に照らしたときに、そこまで書いてない気がするのです。

あと、同じ見解の中で気になったのが、「18条報告の対象を広げた結果、
 が元請業者と推認され」とあります。とすると一番最初に3社に18条報告を求めているところからは推認されていないことになると思うのですが、そこが何でかというのが分かりにくい。広げるまでは推認されてなかったということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

3社と言っていたが、さらに広げたら、やはりその可能性が濃くなった、という感じになるかと思います。

○清水総務局参事

もしここに触れることがあるとすれば、そういうふうにした方がいいかもしれないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

次に11ページの2つ目の廃り課の見解で、所有権が移転して、「 から、残置された廃棄物を撤去する旨、誓約書が提出されたため」と書いてありますが、 に所有権が移転される前に が出した産業廃棄物処理計画の履行を求める対応も選択し得たのではないかと思ったのですが、これもやはり、処理者と処分者の違いで、当時は処分者しか措置命令ができないからと。助けていた人への命令も当時はなかった、でよかったですでしょうか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当時の文書を見る限り、命令を前提とした動きはないので、処分者云々ということはこちらちょっと考えにくいのかなと思っています。これは我々というより私の感触ですので、当

時、どうだったのかははっきり分からないのですが、当然、少なくとも[REDACTED]に対する指導は何らかの形で取られていたのではなかろうかと思いますが、処分を前提とした指導なのかは推測するしかありません。

○片山廃棄物リサイクル課長

ただ、記録上、そういう方向に行こうという感じはなかったんですね。記録を見る限りは。

○清水総務局参事

分かりました。次に 11 ページの事実関係の1ポツ目で、「コンクリートコン」と書いてありますが、多分、素人には分からないので。これは略語なんですかね。もしくは括弧書きで、こういうものと書いた方がいいと思います。

○内藤総務局長

何ですか、コンクリートコンとは。

○片山廃棄物リサイクル課長

コンクリートコンがらのこと。こういう文書で書いてあるのかな。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

これは覚書に書いてある言葉をそのままです。

○清水総務局参事

そうすると、何を指してそう言うのか、意味が取れなくてということですかね。そうすると、「原文ママ」みたいなことですね。

あと、その覚書、これは全部書いてあるんですよ。①から⑤で。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうです。

○清水総務局参事

場合によっては、廃棄物の処理の部分だけに絞ってもいいかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

抜粋でいいということですね。

○清水総務局参事

抜粋と書けばいいと思います。検証の対象が廃棄物への対応の関係なので。

あと、11 ページ以降の、1ポツ目以降の事実関係のところですが、前の論点のところと

同じで、考察に関係しない事実関係については、あえてここに書かなくてもいいと思って。■■■■の方々に対してとか、関係者に関する事実関係は場合によってはなくてもいいかもしれない。もし書くとすれば、旧所有者の関係者に報告等を求めても有効な回答は得られなかった、という程度とか、何もしていなかったわけではなく、このように聞いたけど有効な答えがなかった、という、その事実だけが分かればいいかもしれないと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○清水総務局参事
あとは、この事実関係の中に■■■■が廃棄物を処理する意向を示していたというところがなかった気がするので、それは書いた方がいいと思いました。■■■■の関係者のこと、■■■■がどうだったかとはなかった。

○片山廃棄物リサイクル課長
ないですか。

○清水総務局参事
事実関係には書いてないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ないですね。

○清水総務局参事
■■■■が「もうあいつらに言っても、らちが明かないから自分がやるよ」というふうにおっしゃっていたところも■■■■にアプローチしていた要因の一つかなと思うので、その事実関係はあった方がいいと思うんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○内藤総務局長
休憩にしましょう。

(休 憩)

○内藤総務局長
それでは会議を再開します。もうこのような時間になってしまったので、本日はここま

でとしたいのですが、その他、何かありましたら、お願いします。大丈夫ですか。

それでは、次第の3ですが、次回の会議について。今度は12月8日になっていますが、今日の廃棄物の方があまり進捗しなかったので、できましたら、皆さん、12月4日か6日で、もし2時間でも3時間でもお時間があればと思うのですが、いかがでしょうか。

○望月盛土対策課長

入っていましたよね、4日は。

○清水総務局参事

4日は午前中にヒアリングが入っているので、4日だと3時以降ぐらいがいいです。

○内藤総務局長

4日だと3時から5時ぐらいで、6日ならどうですか。

○清水総務局参事

午前午後、どちらでもという感じですね。

○内藤総務局長

どうでしょう。望月さん、大丈夫ですか。

○望月盛土対策課長

大丈夫です。

○清水総務局参事

4でも6でも大丈夫ですか。

○望月盛土対策課長

はい。

○内藤総務局長

そこを今、押さえておいていただいて。あとは二人、特に片山さんがいないと。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

片山さんが来れば、万が一、杉本さんは来れなくても、これだけメンバーが集まっているので、そこでやってしまいたいと思います。この廃棄物処理法は。

では、後で片山さんに日程を聞いてください。

○清水総務局参事
はい、確認します。

○内藤総務局長
お願いします。それでは今日は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。